

【R8年度版】

「学校いじめ防止基本方針」



市立札幌豊成支援学校

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって、いじめは絶対に許されないものであり、学校の重要課題と位置づけて、いじめの防止、早期発見、早期対応のため組織的に取り組んでいく。

また、いじめほどの児童生徒にも、どの学校においても起こりうることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が日ごろから情報の共有と共通理解に努め、あらゆる教育活動を通していじめのない学校づくりに取り組んでいく。

さらに、スクールカウンセラーによる教育相談体制の充実、関係諸機関や地域との連携により取り組みの強化を図っていく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが肝要である。また、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認することが大切である。

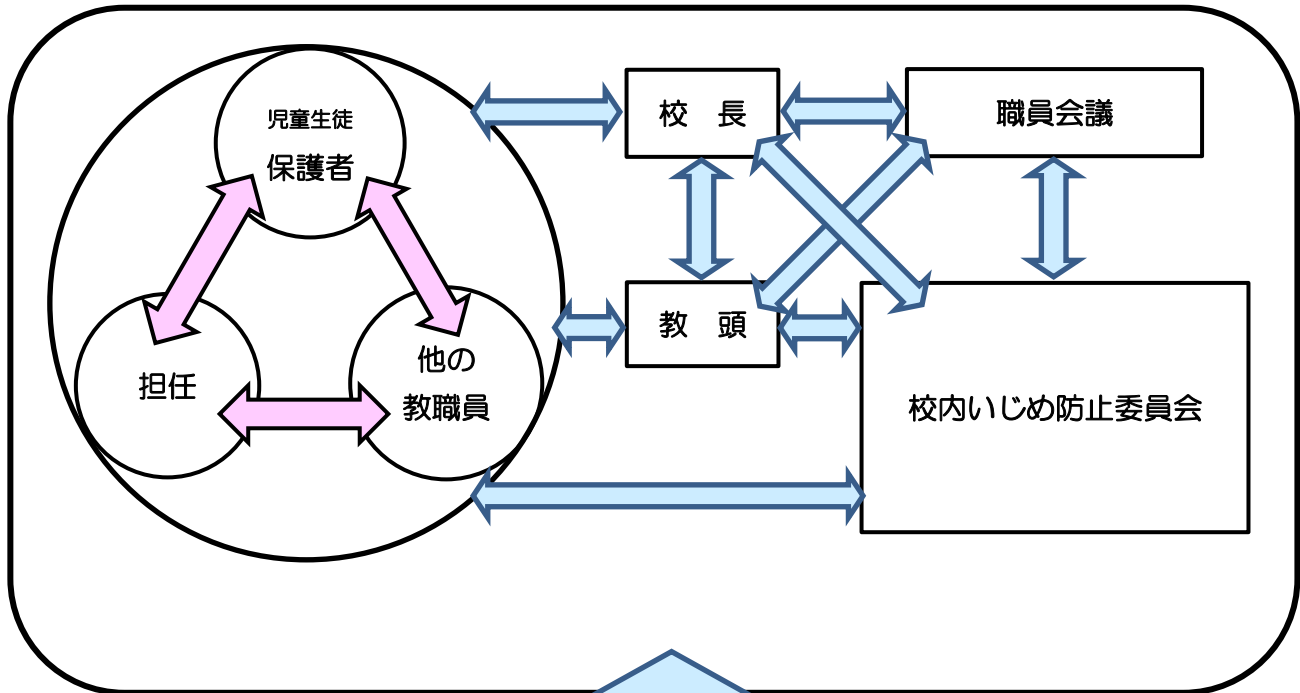
3 本校の実情

本校は重度・重複障がい児童生徒が通学する学校である。複式学級の上、グループ学習や全学年での学習により、日常的に異年齢交流を行う頻度が高く、教職員は常に保護者と情報交換ができる環境にある。教諭（養護教諭、栄養教諭を含む）の他、理学療法士、作業療法士、看護師、介護員等が勤務しており、少人数の児童生徒に対して多くの教職員が接することができる。すべての児童生徒が自家用車かタクシーで登下校していて、休憩時には摂食指導・排せつ指導を行うため、児童生徒は登校から下校までの間、常に保護者や教員の保護下にある。このようなことから、本校ではいじめが深刻化する可能性は大変低い環境にあるといえる。したがって、本校におけるいじめ対策は、特に未然防止と早期発見に重点が置かれる。また、このような本校の実情から、いかに教職員と保護者間、教職員間で情報を共有し、連携した取り組みを果たすことができるかがいじめ防止・いじめ対応の鍵になる。

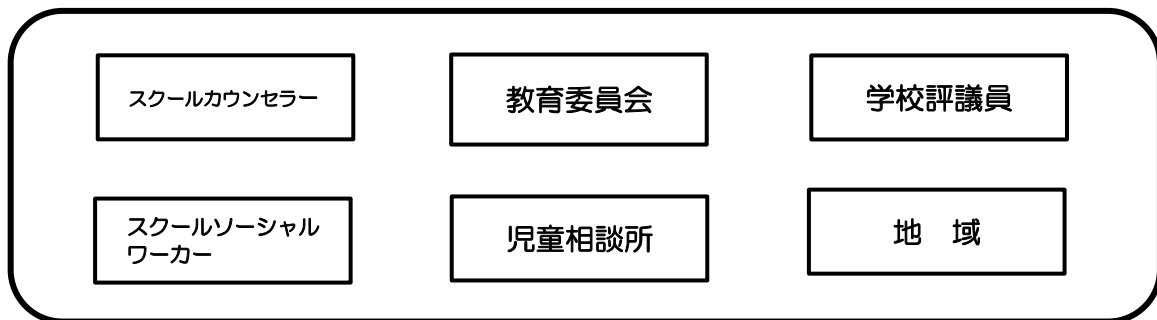
4 いじめの指導体制

(1) 校内体制と外部機関との連携

学 校



外部機関等



(2) 校内いじめ防止委員会（会議の開催等）

- ・校内いじめ防止委員会（以下委員会）の定例会議を月に1回程度開催し、開催予定日は「年間行事予定」に位置付ける。本校では、原則として企画・運営委員会等終了後に開催することとし、会議においていじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ・委員会としての記録については、企画・運営委員会の記録と分けて別途作成する。
- ・いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、委員会を開催する。

5 いじめの未然防止

- ・教職員と児童生徒・保護者がいじめについての認識を共有するよう心掛ける。
- ・児童生徒の発達段階に応じて、してはいけないことを具体的に意識付けしていく。
- ・道徳教育において、優しさや思いやりの心、また基盤意識を醸成する。
- ・校内での異年齢の集団学習、児童会・生徒会活動をとおして、相手の気持になって物事を考えたり、自己肯定感を高めたりするよう指導する。
- ・地域の保育園、小学校、中学校、住民等との交流をとおして、自分が周りにつながり認められているという思いが得られるよう工夫する。
- ・いじめ防止について、児童生徒が主体的に取り組める方法を検討し、授業や活動に取り入れる。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談体制の充実を図る。
- ・豊成いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、未然防止意識の醸成と、取組の改善につなげる。

6 いじめの早期発見

- ・児童生徒が「はい」「いいえ」等の気持を、しっかりと表出できるよう支援に努める。
- ・表出法が限定的な児童生徒については、教職員間で個々の表出方法について情報を共有する。
- ・日頃より教職員と保護者間で情報共有に努め、児童生徒からのサインを見逃さないようにする。また、変化が疑われる児童生徒については関係する教職員が複数で観察を行う。
- ・いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、委員会を必ず開催し、分析・評価に努める。その内容を職場全体で共有する。

7 いじめの対処

(1) いじめの発見・情報

- ・「いじめかもしれない」という姿勢、迅速で組織的に対応することが肝要である。
- ・いじめ、またはいじめと疑われる行為があった場合、必ずその場で指導をする。
- ・上記のことが認められた場合、対応した者は把握した事実とその際の対応について、その日のうちに関係する教職員、保護者、教頭に伝える。
- ・児童生徒の変化や保護者からの相談等、いじめを受けていると疑われる情報が得られた場合、速やかに委員会に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・保護者から得られた情報や教職員が発見した事柄は必ず記録する。
- ・記録の際は日時を明記し、私情や憶測などを挟まず事実のみを書くように心がける。
- ・複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、委員会において集約と共有を図る。
- ・学校内の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、委員会に報告を怠ることの無いようにする。

(2) いじめの事実確認・認知

- ・いじめを受けたと思われる児童生徒といじめを行ったと思われる児童生徒、その周囲の児童生

徒から個別に聞き取りを行う。

- ・聞き取りは事実だけでなく、気持をよく聞くなど慎重に行うように努め、必ず記録する。
- ・委員会を招集して児童生徒・保護者・教職員からの情報を吟味し、慎重にいじめを判定する。

(3) 指導計画・体制づくり

- ・いじめと判断された場合、関係者から聞き取りを行うとともに、委員会を開催し、児童生徒の実態に合わせた指導計画と体制を検討する。
- ・計画策定に当たっては、担当指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、札幌市児童相談所など関係機関と連携して行う。
- ・職員会議や職員朝会の際に、事実報告と委員会で決定した指導計画・体制を全体に周知する。
- ・保護者に対しては、事実関係の報告と委員会で決定した指導計画・体制を説明する。また、なるべく早い時期に保護者説明会を開き、経緯、今後について等の説明を行う。
- ・緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- ・緊急性が高いと判断した事案や重大事態が発生した場合は教育委員会に報告する。教育委員会が策定した対応フローに沿って対応するとともに、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザー等と連携して対応に当たる。

(4) 児童生徒への指導・支援

- ・被害の児童生徒には見守りを実施し、心のケアに努める。
- ・被害児童生徒をいじめから守ることを基本姿勢とする。
- ・加害の児童生徒に対しては、保護者とも連携をして、いじめは人格を傷つける行為であり、してはいけないことだと理解させる。
- ・他の児童生徒についても同様のいじめが起きないように、授業や集団活動等をとおして他者を認め合う気持ちを醸成するように努める。
- ・必要に応じて、インターネット上に誹謗中傷を書き込む行為は取り返しのつかないことになることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。

(5) 事後の観察

- ・被害児童生徒、加害児童生徒ともに教職員複数で観察し、保護者から家庭での様子を聞くなど、情報収集に努める。
- ・指導・支援が十分でないと認められた時は、外部機関とも相談の上、さらなる指導・支援体制の強化に向けて委員会で検討し、実施する。

(6) 対応の検証

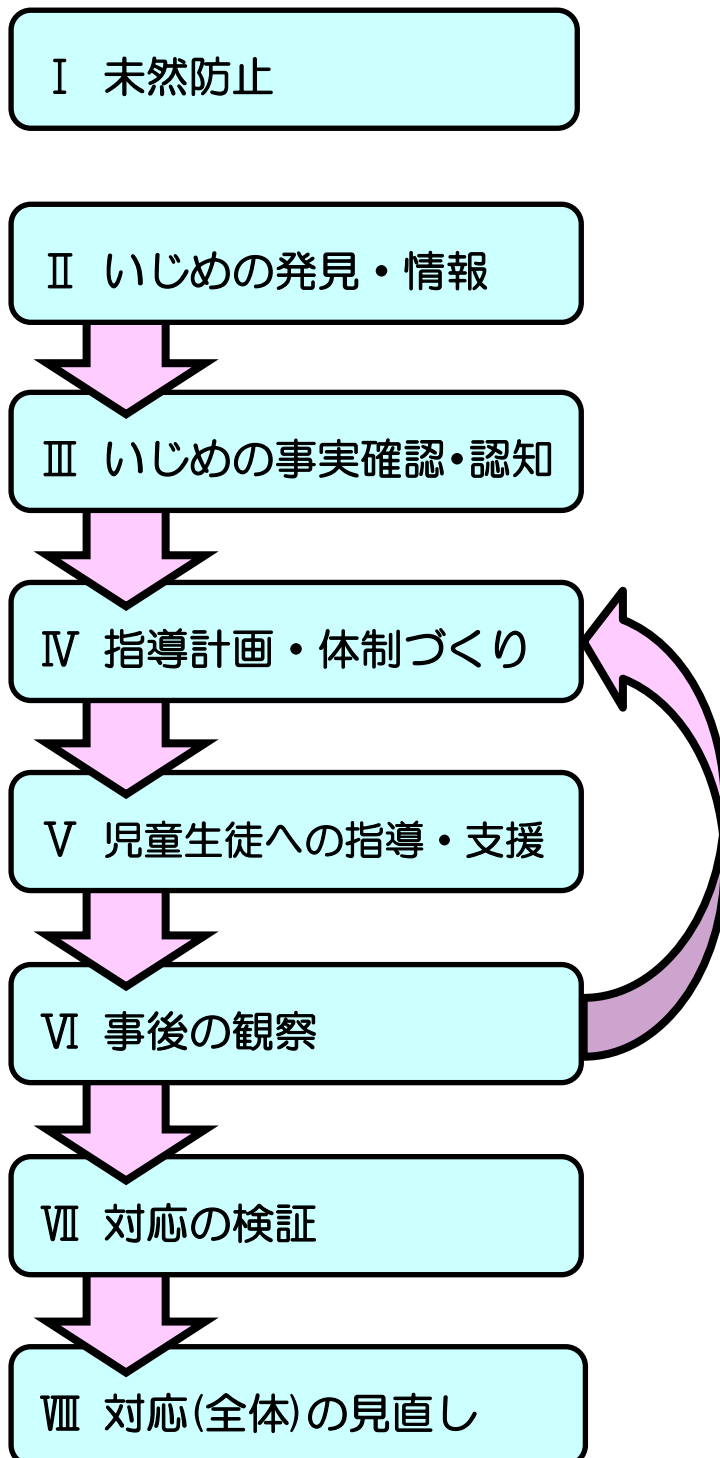
- ・一連の対応について、委員会や校内研修会で検証を行う。必要であれば、関係機関、地域や学校評議員に意見を求め、検証を深める。
- ・保護者と協力関係機関等に今回の対応とその後の経過を報告する。

(7) 見直し

- ・同種のいじめが再発しないように、委員会で日常の授業や活動の場での指導・支援のあり方について検討をすすめ実施する。

- ・ 検証の中で改善の余地が認められれば、委員会で今後の対応の見直しに向けて検討を行う。
- ・ 見直しにあたっては、保護者や関係機関等からの意見も参考にする。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の改定が必要と認められれば、委員会が改定の原案を作成し職員会議に提出する。
- ・ 学校評価を活用し、学校いじめ防止基本方針についての評価を行う。

8 いじめ対応の流れ



9 児童生徒及び保護者、地域等への説明等

- ・入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- ・保護者や関係機関等の方針を説明し、学校の取組に対しての理解を図るとともに、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- ・方針を学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるようにする。